

(表・左)

(表・右)

郵便はがき

**IMPORTANT : COVID-19**

発信者 100-8973

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理業務室
東京都千代田区霞が関1-1-1Residency Management Office, Residency Management and
Support Department,
Immigration Service Agency, Government of Japan
1-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo**【市町村（特別区を含む。）窓口担当者へのお願ひ】**

本はがきを持参した方は、3カ月以下の在留期間が決定された方又は短期滞在の在留資格で在留する方（住民登録の義務がないため、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種券が送られていない方）のうち、コロナ禍において国際的な往来が規制され本国に帰国できない等やむを得ない事情により、3か月以上本邦に在留する方です。各市町村においてワクチン接種手続をお願いいたします。

